別紙

建設費及び運営費に関する各市負担額の算出方法について

両市が共同で整備・運用する共同調理場の建設費及び運営費に係る各市負担額の算出方法については、合意書及び確認書に定めがある事項のほか、次のとおりとする。

① 建設費に係る各市負担額の算出方法

均等割額小計は建設費から国庫補助金を除いた額(以下「対象額」という。) に 0.137 を乗じ、小数点以下を四捨五入した額とし、計画食数割額小計は対象 額から均等割額小計を減じた額とする。

登別市の均等割額は均等割額小計を2で除し、小数点以下を四捨五入した額とし、室蘭市の均等割額は均等割額小計から登別市の均等割額を減じた額とする。

登別市の計画食数割の率は、合意書及び確認書に基づき算出し、小数点以下 第四位で四捨五入した数値とする。また、登別市の計画食数割額は、計画食数 割額小計に登別市の計画食数割の率を乗じ、小数点以下を四捨五入した額とし、 室蘭市の計画食数割額は、計画食数割額小計から登別市の計画食数割額を減じ た額とする。

なお、計画食数割による各市負担額については、計画食数が確定するまでの間は、令和5年5月1日の各市児童・生徒数を各市計画食数とみなして按分した額を一旦負担し、計画食数確定後に精算する。

② 運営費に係る各市負担額の算出方法

登別市の食数割の率は、合意書及び確認書に基づき算出し、小数点以下第四位で四捨五入した数値とする。また、登別市の運営費に係る負担額は、対象経費に登別市の食数割の率を乗じ、小数点以下で四捨五入した額とし、室蘭市の運営費に係る負担額は、対象経費から登別市の負担額を減じた額とする。